

【中部本部主催】 NOMA 行政管理講座（オンライン専用）のご案内

【令和6年9月6日（金）開催】

生活保護費返還金等に係る 債権管理の実務 講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護受給世帯の増加傾向が続くなか、生活保護費返還金は自治体の未収金全体の中でも大きな額を占めています。生活保護費返還金の取扱事務は、受給者の自立支援という観点からも適切な運用が求められますが、実務上、生活保護法や国税通則法など複数の法令に基づいた対処が求められるケースもあり、ご担当者様は判断に悩まれることもあるかと存じます。

本セミナーでは、生活保護法第63条に基づく返還金・徴収金、第78条に基づく徴収金、過誤払いによる返還金について、その債権管理における実務上の留意点を豊富な判例を交えて解説いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。 敬具

記

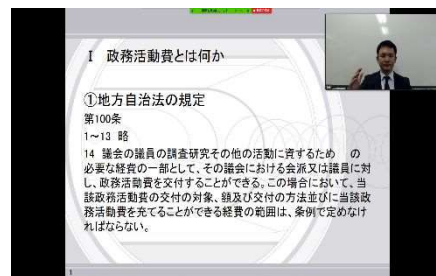
日 時：令和6年9月6日（金）10:00～16:00 【5時間】

開催形式：オンライン受講専用（配信ツール：Zoom ミーティング）

講 師：弁護士法人マイスタット法律事務所 弁護士 須田 徹 氏

参加料（負担金 1名につき）

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	31,000 円	3,100 円	34,100 円
一 般	34,000 円	3,400 円	37,400 円



受講画面イメージ

お申込の流れ：①本会 HP よりお申込みください。裏面の申込欄をご記入の上、FAXでのお申し込みも可能です。折り返し、請求書・参加券をお送りします。請求書の各種日付は次の通りとさせていただきます。

【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の1ヶ月後】

※日付変更のご希望がございましたら、通信欄・備考欄に記入ください

（例：発行日…□月△日／支払期限…■月▲日希望 等） 空欄は不可

②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストデータは印刷してご利用ください。（テキストは製本版の郵送となる場合もございます）

③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。マイク・カメラのご用意は不要（任意）です。

諸 注 意：上記参加料は1名分です。1名分での申し込みに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できかねます。恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。

参加者が少数の場合や感染症・天災等の状況により、中止・延期とさせていただきます。

キャンセル：キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。

開講日の5営業日前から、または受講用 URL 発行後やテキスト到着後は、参加料の100%を申し受けます。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 メールアドレス chubu-kkg@noma.or.jp

※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします

以上

第1 総論

1 生活保護制度の概要

- (1) 制度の趣旨 (2) 生活保護の仕組み (3) 実施機関
- (4) 法定受託事務 (5) 被保護者の権利及び義務

2 対象債権の区分と法的性質

- (1) 生保法63条に基づく返還金・徴収金
- (2) 生保法78条に基づく徴収金 (3) 過誤払いによる返還金

第2 債権の発生と債権発生時の事務手続

1 生保法63条に基づく返還金・徴収金の場合

- (1) 発生要件 (2) 返還額の決定 (消滅時効との関係、具体的な返還額)
- (3) 徴収金の返還手続 (4) 返還金の請求手続 (5) 不服申立の教示

2 生保法78条に基づく徴収金の場合

- (1) 発生要件 (2) 返還額の決定 (消滅時効との関係、具体的な返還額)
- (3) 徴収金の返還手続 (4) 不服申立の教示

3 過誤払いによる返還金

- (1) 発生要件 (2) 返還金の請求手続 (3) 不服申立の教示

4 対象債権の債務者

- (1) 世帯単位の原則との関係 (2) 債務者相互の関係
- (3) 対象債権の請求の相手方

第3 任意の履行を求める措置

1 督促

- (1) 適用法条 (2) 督促の法的効果
- (3) 督促の時期・指定すべき期限・督促の方法
- (4) 不服申立の教示 (5) 督促状の送達

2 催告

- (1) 実施方法・実施時期 (2) 法的効果

3 納付交渉

- (1) 納付交渉の方法 (2) 履行延期の処分 (3) 地方税法上の緩和措置
- (4) 納付誓約による分割納付を認める場合の要件・条件

第4 強制的に履行を求める措置

1 徴収金(63条、78条)の場合

- (1) 滞納処分総論 (2) 所在調査・財産調査 (3) 債権差押え
- (4) その他の財産の差押え (5) 交付要求・参加差押え (6) 配当

2 返還金(63条、過誤払い)の場合

- (1) 法的手続に係る地方自治法施行令の定め (2) 訴訟手続
- (3) 支払督促 (4) 強制執行総論 (5) 債権執行
- (6) その他の財産の強制執行 (7) 財産開示制度
- (8) 第三者からの情報取得制度

第5 時効

1 時効に関する民法の改正

- (1) 時効の起算日 (2) 時効期間 (3) 時効の障害事由
- (4) 時効の援用・時効利益の放棄

2 時効に関する地方自治法の規定

- (1) 納入の通知、督促についての規定 (2) 民法の準用
- (3) 対象債権と時効の更新 (中断)

第6 徴収困難であると認められる時の措置

1 徴収金(63条、78条)の場合

- (1) 滞納処分の執行停止 (2) 事実上の徴収停止

2 返還金(63条、過誤払い)の場合

- (1) 徴収停止 (2) 免除 (3) 債権放棄

3 破産手続、民事再生手続が開始された場合の対応

- (1) 破産手続の概要 (2) 破産手続開始決定の効果
- (3) 破産における対象債権の取扱い
- (4) 民事再生手続の概要 (5) 民事再生手続開始決定の効果
- (6) 民事再生手続における対象債権の取扱い

4 不納欠損処理

- (1) 意義 (2) 不納欠損処理が必要な場合
- (3) 不納欠損処理と国庫負担金との関係

<講師紹介> 弁護士法人マイスタット法律事務所 弁護士 須田 徹 氏

- 1981年 東京弁護士会登録
- 2005・2006年度 同弁護士会弁護士業務改革委員会委員長同委員長在任時に同委員会内に自治体債権管理問題検討チームを立ち上げ、同検討チームの座長として東京都江戸川区の債権管理条例、債権管理マニュアルの策定に関与
- 2005・2006年度 東京簡易裁判所民事調停官(非常勤裁判官)
- 2007年度 同弁護士会副会長
- 2010・2011年度 東京弁護士会自治体等法務研究部部長
- 2010年度～ 浦安市専門委員
- 2011年度～ 品川区債権管理審議会委員
- 2014年度～ 日弁連自治体等連携センター公金債権部会長
- 2016年度～ 中野区審理員
- 2021年度～ 八王子市債権管理審議会委員 (太字は現職)

特別区職員研修所、市町村アカデミー、江戸川区、神奈川県、林野庁、東京弁護士会、ほか多くの団体へ研修講師として多数出講。

【著書】「生活保護返還金等債権管理マニュアル」(ぎょうせい)、「自治体のための債権管理マニュアル」(ぎょうせい)、「自治体が原告となる訴訟の手引き/公営住宅編」(日本加除出版)

■受信環境について ※Zoomを利用します

必要備品は **パソコン** もしくは **タブレット** のみです (視認性等の理由からパソコンのご利用を推奨しております)

受講者は **カメラ・マイク不要**(任意) です

・配信専用スタジオから講師がライブ配信する講座です。受講者も全員オンライン参加となります

受講者が着席している研修会場の様子を中継する形式ではございません

ご質問は、講師とリアルタイムで直接応答いただくことが可能です(マイク・チャット等にて)

日本経営協会・中部本部 行 (FAX 申込の場合はこの面をそのまま送信してください)

FAX(052)952-7418

R6.9/6

60022613 「生活保護費返還金等に係る債権管理の実務」 オンライン専用講座・参加申込書 年 月 日

団体名	TEL () —	ご連絡担当者 (参加者と同じ場合は記入不要)	通信欄
	Fax () —		
住所 〒	所属・役職名		
参加者氏名	所属・役職		
			氏名
参加者メールアドレス (可能であればグループアドレスではなく、個人アドレスのご記入をお願いします)			

※請求書の各種日付は次の通りです【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の1ヶ月後】

変更のご希望については通信欄に記入ください (例:発行日…□月△日/支払期限…■月▲日 希望 等) 空欄不可

※請求宛先についてご教示ください。(□団体名と同じ □その他: 宛)

・2名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右口をチェックしてください。 □